

## 和光市次世代を担う子ども・若者応援クーポン券事業実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、物価高騰による負担増を踏まえ、子ども・若者に対する生活支援と地域経済を下支えする中小事業者に対する支援のため、18歳～20歳の若者1人あたりに20,000円分のクーポン券を配布する和光市次世代を担う子ども・若者応援クーポン券事業の実施について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン券 前条の目的達成のために電子又は交換サイトが使用できない場合は、紙により発行された和光市次世代を担う子ども・若者応援クーポン券をいう。
- (2) ポイント インターネット上のサイト等において、クーポン券との交換により得られるポイントをいう。
- (3) 特定取引 ポイントが対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 市内に事業所又は店舗を有し、特定取引に応じたポイントの換金を受けられる事業者として登録された者をいう。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、和光市とする。

- 2 市長は、事業の運営の全部又は一部を、第1条に規定する事業の目的を確実に達成することができると思える者（以下「委託事業者」という。）に委託するものとする。

### (配布対象者)

第4条 配布対象者は、令和6年9月1日現在、1年以上和光市に住民登録がある者で、かつ平成16年4月2日生～平成19年4月1日生の子ども・若者（18～20歳）・約2,050人とする。

### (配布方法)

第5条 委託事業者は、前条に規定する対象者への郵送をもって、クーポン券を取得する方法を記載した案内通知を配布する。

- 2 クーポン券は、インターネット上のサイトでポイントと交換できるものとする。ただし、希望する者については、特定事業者に呈示してポイントを使用できる紙のクーポン券を配布する。
- 3 クーポン券は再配布を可能とする。ただし、次条で規定する1人当たりポイント上限は変わらないものとする。

(クーポン券の額面等)

第6条 クーポン券は1人当たり20,000ポイントと交換できるもので、1ポイントあたり1円で換算するものとする。

(ポイントの使用)

第7条 ポイントは、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 ポイントの使用期間は、令和6年11月1日から令和7年2月2日までとする。

3 ポイントは、その残金に相当する額の範囲内で使用することができる。なお、商品価格より残金に相当する額が不足する場合、不足する額を現金等により充当する場合は、使用することができる。

4 ポイントは、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 法律等で小売定価以外による販売が禁止されている商品の購入(たばこ等)

(2) 出資や債務の支払(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)

(3) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(4) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等)旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(5) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い

(6) 土地及び家屋の購入

(7) 病院の治療費、処方された医薬品

(8) 事業活動に関する原材料、機械等仕入資金

(9) 公序良俗に反するもの

(10) 取扱店舗が指定するもの

(11) その他、市が利用対象として適当と認めないもの

(特定事業者の登録等)

第8条 委託事業者は、別に定める募集要項に基づき特定事業者になろうとする者(以下「特定事業者希望者」という。)を募集する。

2 特定事業者希望者は、委託事業者のホームページサイトのフォームに必要事項を入力し送信して応募する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は応募できない。

(1) 次のアからイまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(和光市暴力団排除条例(平成24年和光市条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者

(2) 市税を滞納している事業者

(3) 無店舗・無人サービス店舗の事業者

(4) 特定の宗教・政治団体と密接な関係を有する事業者

(5) その他市長が不適切と認めた事業者

- 3 委託事業者は、募集要項に定める事項及び前項各号に該当することがなければ、応募した特定事業者希望者を特定事業者と認定し、事業者および店舗専用のIDを付与する。

(特定事業者の責務)

第9条 特定事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条第1項に規定する募集要項に定める事項
  - (2) 特定取引においてクーポン券の受取りを拒んではならないこと。
  - (3) クーポン券の転売及び譲渡を行ってはならないこと。
  - (4) 市と適切な連携体制を構築すること。
- 2 市長は、特定事業者が前項各号のいずれかに反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(特定事業者へのポイント換金)

第10条 委託事業者は、特定取引において使用されたポイントを1ポイント当たり1円で換算した金額に相当する金銭を特定事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の支払いは、特定事業者の預金口座への振替の方法によるものとする。
- 3 偽りその他不正な手段により取得したポイントについては、金銭を支払わないものとする。

(クーポン券に関する周知等)

第11条 委託事業者は、事業の実施に当たり、クーポン券の配付及び使用方法その他の事業の概要について、市民への周知を行うものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から実施する。
- 2 この要項は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。